

両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))支給申請書

申請事業主: 株式会社 両立商事

※両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))の支給を受ける場合は、加算対象の助成金の申請書と同時に、本申請書を提出してください。

I. 加算対象の助成金

Table with 1 main row and 2 sub-rows for selecting grant types. Includes checkboxes for '育休中等業務代替支援コース(手当支給等(育児休業))', '育休中等業務代替支援コース(手当支給等(短時間勤務))', and '育休中等業務代替支援コース(新規雇用(育児休業))'.

II. 情報の公表方法

Table for publication details including URL (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/...), dates (2023.5.1 to 2025.3.31), and checkboxes for publication status.

III. 公表内容

Large table for content publication details, including sections for male and female workers' leave rates and average days of leave. Includes numerical values like 37%, 88%, 31 days, 228 days and counts of workers.

Final section with two rows of consent questions regarding the publication of information and previous grant receipt, with checkboxes for 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No).

【代】様式第4号(注意事項)

(提出上の注意)

- 1 この支給申請書は、加算を申請する助成金に応じて、【代】様式第1号(手当支給等(育児休業))、【代】様式第2号(手当支給等(短時間勤務))又は【代】様式第3号(新規雇用(育児休業))のいずれかの様式の提出と同時に、支給要領0402dの必要書類を添えて、本社等、人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所(以下「本社等」という。)の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(以下「労働局」という。)に提出してください。

(その他の注意事項)

- 1 加算対象の助成金を申請せずに加算措置のみを申請すること、また、加算を申請した助成金が不支給になった場合に、加算措置のみの支給を受けることはできません。
- 2 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、支給要領やパンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。